

舞鶴市告示第 93 号

舞鶴市介護保険住宅改修費受領委任払実施要綱を次のように定める。

令和元年 12 月 16 日

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市介護保険住宅改修費受領委任払実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費及び法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費(以下「住宅改修費」という。)の支給において、法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者(以下「要介護被保険者等」という。)の一時的な経済的負担の軽減を図るため、受領委任払を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅改修 法第45条第1項に規定する住宅改修をいう。
- (2) 受領委任払 住宅改修費の支給を受ける要介護被保険者等が、当該住宅改修費の受領の権限を住宅改修を施工した事業者に委任した場合において、市が当該事業者に対して住宅改修費を支払うことをいう。

(受領委任払取扱事業者の登録)

第3条 受領委任払の取扱いを受けることができる事業者は、市税の滞納がない事業者で、市の登録を受けたものとする。

2 受領委任払の取扱いを受けようとする事業者は、舞鶴市介護保険住宅改修費受領委任払取扱事業者登録届出書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に届け出なければならない。

- (1) 誓約書(様式第2号)

(2) 市税の納税証明書

- 3 市長は、前項の規定による届出があったときは、事業者の登録を行い、舞鶴市介護保険住宅改修費受領委任払取扱事業者登録通知書(様式第3号)により当該事業者へ通知するものとする。

(登録の有効期限)

第4条 前条の規定により登録を受けた事業者(以下「受領委任払取扱事業者」という。)の登録の有効期限は、当該登録があった日の属する年度の翌年度の末日までとする。

(登録の変更等)

第5条 受領委任払取扱事業者は、第3条第2項の規定により届出をした内容を変更し、又は登録を廃止しようとするときは、舞鶴市介護保険住宅改修費受領委任払取扱事業者登録変更(廃止)届出書(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第6条 市長は、受領委任払取扱事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、受領委任払取扱事業者の登録を取り消すことができる。

- (1) 要介護被保険者等の求めに対し、正当な理由なく受領委任払の利用を拒否したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により住宅改修費の支払を受けたとき。
- (3) その他市長が受領委任払取扱事業者の登録を取り消すべき事由が生じたと認めたととき。

2 市長は、前項の規定により受領委任払取扱事業者の登録の取消しを行ったときは、舞鶴市介護保険住宅改修費受領委任払取扱事業者登録取消通知書(様式第5号)により当該事業者へ通知するものとする。

(対象者)

第7条 受領委任払の対象となる要介護被保険者等(以下「対象者」という。)は、市が行う介護保険の被保険者であって、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 法第66条の規定により被保険者証に支払方法変更の記載を受けた者
- (2) 法第67条又は第68条の規定により保険給付の全部又は一部の支払の一時差

止がなされている者

- (3) 法第69条の規定により被保険者証に給付額減額等の記載を受けた者
- (4) 介護保険施設、医療機関等に入所し、又は入院している者
- (5) 住民票に記載されている住所以外の住宅の住宅改修を行う者
- (6) 受領委任払取扱事業者の同意を得ていない者

(利用の届出)

第8条 受領委任払を利用しようとする対象者は、舞鶴市介護保険住宅改修費受領委任払利用届出書(様式第6号)により市長に届け出なければならない。

(利用の中止等)

第9条 前条の規定により届出をした対象者(次条において「利用者」という。)は、住宅改修を中止したとき又は受領委任払の利用を取り消すときは、市長に届け出なければならない。

(住宅改修費の支払)

第10条 市長は、利用者に係る住宅改修費の支給を決定したときは、当該利用者から委任を受けた受領委任払取扱事業者に住宅改修費を支払うものとする。

(住宅改修費の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正な手段により住宅改修費の支払を受けた受領委任払取扱事業者に対し、当該住宅改修費の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、告示の日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱の規定による受領委任払取扱事業者の登録の手続については、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

(宛先) 舞鶴市長

(届出者)

所在地

事業者名

代表者氏名

舞鶴市介護保険住宅改修費受領委任払取扱事業者登録届出書

介護保険住宅改修費に係る受領委任払取扱事業者の登録を受けたいので、舞鶴市介護保険住宅改修費受領委任払実施要綱第3条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

なお、私が受けることとなる住宅改修費については、下記の口座へ振り込んでください。

記

フリガナ 事業者名	
フリガナ 代表者氏名	
所在地	〒
電話番号	

事業者口座(法人名又は事業者名に限る。)														
フリガナ														
口座名義人														
金融機関名 (ゆうちょ銀行以外)	銀行・信用金庫・信用組合 本店・支店							種別	普通・当座					
金融機関 コード					店舗 コード			口座 番号						
ゆうちょ銀行	記号					番号								

※口座が確認できる書類の写しを添付すること。

様式第2号(第3条関係)

誓約書

年 月 日

(宛先) 舞鶴市長

(届出者)

所在地

事業者名

代表者氏名

㊟

介護保険住宅改修費に係る受領委任払取扱事業者の登録を届け出るに当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 住宅改修の施工に関しては、関係法令、舞鶴市介護保険住宅改修費受領委任払実施要綱等を遵守します。
- 2 住宅改修に当たっては、要介護被保険者等が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、当該要介護被保険者等の心身、住宅等の状況を踏まえた適切な住宅改修を行うよう努めます。
- 3 住宅改修に当たっては、舞鶴市、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者等との連携に努めます。
- 4 要介護被保険者等からの求めに対し、正当な理由なく、受領委任払の利用を拒みません。
- 5 受領委任払を利用した住宅改修費については、自己負担額の支払を要介護被保険者等から受けることとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しません。
- 6 要介護被保険者等から自己負担額の支払を受けたときは、要介護被保険者等に領収書及び工事費内訳書を発行します。
- 7 市長から住宅改修に関する指導若しくは調査を受け、又は説明を求められた場合には、これに応じます。
- 8 関係法令、舞鶴市介護保険住宅改修費受領委任払実施要綱等に違反し、又は偽りその他不正な手段により住宅改修費の支払を受け、その是正について市長から指導又は警告を受けたときは、直ちにこれに従います。
- 9 業務上知り得た要介護被保険者等又はその家族の個人情報等を保護するため、必要な措置を講じます。
- 10 届出書に記載した事項に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出ます。

様式第3号(第3条関係)

舞鶴市介護保険住宅改修費受領委任払取扱事業者登録通知書

第 号  
年 月 日

様

舞鶴市長



年 月 日付けで届出のありました介護保険住宅改修費に係る受領委任払取扱事業者の登録について、舞鶴市介護保険住宅改修費受領委任払実施要綱第3条第3項の規定により下記のとおり登録をしましたので通知します。

記

事業者名	
代表者氏名	
所在地	
電話番号	

登録番号	
登録年月日	年 月 日
有効期限	年 月 日まで

※事業者名、所在地その他の届出時における登録内容に変更があったとき又は登録を廃止しようとするときは、速やかに市長に届け出ること。

様式第4号(第5条関係)

舞鶴市介護保険住宅改修費受領委任払取扱事業者登録変更(廃止)届出書

年 月 日

(宛先) 舞鶴市長

(届出者)

所在地

事業者名

代表者氏名

受領委任払取扱事業者の登録内容を変更(廃止)したいので、舞鶴市介護保険住宅改修費受領委任払実施要綱第5条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

登録番号	
事業者名	
届出区分	変更 ・ 廃止
変更・廃止年月日	年 月 日
変更(廃止)理由	
変更内容 (変更の場合)	
施工中の住宅改修に 対する措置 (廃止の場合)	

※口座を変更する場合は、口座が確認できる書類の写しを添付すること。

様式第5号(第6条関係)

舞鶴市介護保険住宅改修費受領委任払取扱事業者登録取消通知書

第 号  
年 月 日

様

舞鶴市長



受領委任払取扱事業者の登録を取り消しましたので通知します。

登 録 番 号	取 消 年 月 日	年 月 日
事 業 者 名		
代 表 者 氏 名		
所 在 地		
取 消 の 理 由		

様式第6号(第8条関係)

舞鶴市介護保険住宅改修費受領委任払利用届出書

(宛先) 舞鶴市長

介護保険住宅改修費の受領委任払を利用したいので、舞鶴市介護保険住宅改修費受領委任払実施要綱第8条の規定により届け出ます。

年 月 日

住所

被保険者(委任者) 氏名

印

電話番号

私は、下記の事業者に、住宅改修費を受領する権限を委任します。

私は、住宅改修費を受領する権限について上記の者から委任を受け、受領することに同意します。

支給に当たっては、受領委任払取扱事業者登録届出書により指定した口座に振り込んでください。

年 月 日

所在地

受任者 事業者名

代表者氏名